

甲賀市環境審議会について

1. 環境審議会設置の根拠法令等

- ・環境基本法 第44条
- ・甲賀市環境基本条例 第18条

2. 会議の公開について

- ・市の会議の公開等に関する指針に基づき、環境審議会の内規を作成しており、会議は公開となります。(審議会の傍聴や会議録の公開があります。)
- ・公開する会議録は概要とし、発言者名は伏せます。(「会長」や「委員」等で表現)
- ・会議後に議事録を作成し、委員の皆様を確認をしていただいた後に、市ホームページで公開させていただきます。

3. 報酬及び費用弁償について

- ・報酬及び費用弁償は、審議会開催から概ね1ヵ月後にご指定の口座に振り込みます。
- ・報酬は源泉徴収後の金額となります。

4. 審議会の役目について

- ・甲賀市環境基本条例 第19条に基づくものが基本となります。
- ・具体的には、環境基本計画や一般廃棄物処理計画等に基づく事業についての審議等
- ・その他、広く環境に関する課題や問題についてのご意見をいただきます。

5. 会長の互選について (甲賀市環境基本条例 第21条)

会 長： _____

職務代理者： _____ (事前に会長が指名する委員)